

質問日	令和4年12月2日(金)			質問方式	分割方式		
質問順位	8	会派名	市民サポート浜松	議席番号	1	氏名	馬塚 彩矢香
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
<p>1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援のために</p> <p>(1) 妊婦健診の助成拡大について</p> <p>(2) 妊産婦に対する相談しやすい環境整備について</p> <p>(3) 第2子目以降の出産予定の妊婦に対する支援について</p>	<p>(1) 妊婦健診は自治体で実施回数や公費負担額を決めることができ、本市は14回を限度に補助を行っている。</p> <p>出産を迎えるまでの診察は週数によって異なり、受診週数の目安がある。出産に適正な週数は37週0日から41週6日までで、診察は40週が最後となるが、受診週数の目安で補助券を使用した場合、39週で使い切ってしまう。</p> <p>本市の14回補助は、平成21年度から14年間変わっていないが、その間に妊婦に対する必要な医療は変化しているため、経済的な負担が増加している。</p> <p>そこで、本市で安心して出産できる環境を整えるため、40週まで補助券が使用できるように15回分まで助成拡大をする考えはないか伺う。</p> <p>(2) 本市では、浜松市若者支援相談窓口「わかば」等でもLINE相談を実施し、若い世代の相談体制強化を図ってきた。しかし、現在、妊産婦に対する相談支援の方法は、電話・メール・面談のみであり、この世代が使い慣れたSNSはない。</p> <p>日常的に利用しているLINEであれば、気軽に使用できることや、電話・面談への入り口として選択肢を広げることができると思う。</p> <p>そこで、「わかば」同様に、LINE相談を取り入れ、妊産婦が相談しやすい支援体制強化のための整備を行う考えはないか伺う。</p> <p>(3) 近年では、共働き世帯の増加や子どもがいる家族の支え手である祖父母も働いているため、出産のために上の子を預けたくても難しい現状がある。</p> <p>出産を理由に利用できる支援として一時保育がある。出産や急病、職業訓練等で保護者が保育できない場合の心強い制度ではあるが、現状は空いている日が少なく、保護者のニーズに添った支援ができていない。そのため、出産に当たり一時保育が利用できず、家族・親族が仕事を無理に休むか辞めるしかない場合もある。</p> <p>実際に、母子手帳交付後から上の子の一時保育先について相談していたが、出産のための入院1か月半前になっても見つからない事態が起きた。このケースで</p>						鈴木医療担当部長
							〃

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>(4) 放課後児童会の待機児童解消に向けて</p>	<p>は、後に預かり先が見つかったものの、空き日と仕事との折り合いがつかず、親族が仕事を辞めざるを得なくなった。</p> <p>そこで、今後同じような事態を起こさないために、以下2点伺う。</p> <p>ア 一時保育の利用状況や課題など、現状を伺う。併せて、保護者のニーズに添うための一時保育体制確保について本市の考えを伺う。</p> <p>イ 出産を控える妊婦にとって、上の子の預かり先が見つからないのは重大問題である。安心して出産を迎えるためにも、母子手帳交付時に出産に伴う家族支援の必要性の有無などの聞き取りを行い、関係課と連携して、妊婦への伴走支援をする考えがないか伺う。</p> <p>(4) 放課後児童会は、就労する親が増加する中で、鍵っ子とすることなく、放課後に大人目の目がある環境で子どもが過ごせる場所である。需要があるため、定員の拡充を行うことで待機児童解消に努めてはいるが、令和4年5月発表の本市の待機児童数は261名に及ぶ。</p> <p>そこで、本市の放課後児童会における待機児童解消のための課題と取組を伺う。また、現在は学区内の放課後児童会しか利用できないが、希望があれば学区外でも空いている放課後児童会へ入会を可能にするなど、選択肢を増やすための柔軟な対応・弾力的な運用ができないか伺う。</p>	<p>吉積こども家庭部長</p> <p>鈴木医療担当部長</p> <p>田中学校教育部長</p>
<p>2 脱プラスチックに向けて</p> <p>(1) プラスチックごみ削減の取組について</p>	<p>(1) 令和3年度に新型コロナウイルス感染症禍における飲食店への支援として、プラスチック製以外の容器等の購入にかかる費用の補助を行う「飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金事業」を実施した。この事業は、脱プラスチック製容器へのきっかけづくりとしてもよい試みだったと思うが、今年度は実施しておらず、一過性で終わっている。</p> <p>プラスチック製容器を削減することで、相対的にポイ捨てや流出により海に流れ出るごみの量が減り、マイクロプラスチック対策にもなることから、本市としても事業者支援の観点からだけでなく、プラスチックごみの削減が推進できる事業など、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>そこで、以下2点伺う。</p> <p>ア 成果と取組状況・評価はどうであったか、分析結果を伺う。</p> <p>イ アンケート結果を踏まえ、プラスチックごみ削減に向けての本市としての考えと今後の展開について</p>	<p>藤野産業部長</p> <p>藤田環境部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
(2) 硬質プラスチックの再商品化について	<p>て何う。</p> <p>(2) 環境省は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、本年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。この新法は、ハンガーや子ども用おもちゃなどの硬質プラスチックを分別収集し、再商品化を推進するものだが、本市においては検討中として、現在まで実施に至っていない。</p> <p>地球環境を守りながら経済を持続していくためには、リニアエコノミー（直線型経済）からサーキュラーエコノミー（循環型経済）への転換が必要であり、この動きを後押しするため、本市としても新法への対応が急がれる。</p> <p>そこで、以下2点について何う。</p> <p>ア これまでの検討状況について何う。</p> <p>イ 浜松市循環型社会形成推進地域計画の更新までにどのように行っていくのか何う。</p>	藤田環境部長
3 取得しやすい休暇制度について	<p>職員の休暇制度は、年次有給休暇のように理由を伝えなくても取得可能なものと、生理休暇のように名称だけで取得理由が分かるものがある。</p> <p>しかし、男性管理職が多い中、生理休暇は取得しにくい。令和3年度は、1199人の対象者のうち取得したのは14人。取得率は1.17%であった。このような取得しにくい休暇は、制度として存在していても、取得できなければならないに等しい。</p> <p>ある企業では取得しやすい休暇制度とするために、休暇イノベーションとして、生理・不妊治療休暇や健康診断等、健康に関する休暇を一まとめにして「健康休暇」と称したり、子どもの予防接種・行事への参加等や家族の介護、個人のリフレッシュなど、ワーク・ライフ・バランスを実現するための休暇を一まとめにして「家族休暇」と称するなど、休暇制度の見直しを行った。</p> <p>そこで、本市においても、職員が取得しやすい休暇制度とするための工夫が必要だと思うが、考えを何う。</p>	金原総務部長
4 災害時の備蓄品について (1) 備蓄品の目標数と充足数について	<p>(1) 国土交通省「国土交通白書2020」や気象庁の「日本の気候変動2020」によると、日本の平均気温は100年当たり1.24℃の割合で上昇し、大雨や短時間強雨の発生頻度は長期的に増加しており、日本各地で豪雨災害が起きている。将来予測では、強い台風や大雨がさらに増加するとされている。また、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震は、30年以内に70～80%の確率</p>	小松危機管理監

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>(2) 賞味期限が近い備蓄品について</p> <p>(3) 使い捨て哺乳瓶の備蓄について</p>	<p>で発生すると予測されている。</p> <p>しかし、浜松市国土強靱化計画の推進施策「浜松市地震・津波対策アクションプログラム2013」によると、市民の緊急物資備蓄の割合は令和3年度末でわずか10%とされている。災害時は自助・共助が基本とはいえ、市民の安全・安心のために適切な備蓄が必要であり、公助が果たす役割は大きい。</p> <p>そこで、備蓄品の目標数に対して、充足できていない品目と、目標数に至っていない理由を伺う。</p> <p>(2) 災害時の備蓄品で、飲料水、食料品などは長期保存が可能とはいえ、それぞれ賞味期限、保管期限が定められている。大きな災害が起こらず、備蓄品の使用が必要ないことは幸いなことであるが、期限切れで無駄にすることはできない。</p> <p>そこで、その中でも賞味期限が近い備蓄品への対応状況と、課題について伺う。</p> <p>(3) 公益社団法人日本栄養士会による「赤ちゃん防災プロジェクト」における「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」によると、「東日本大震災から1か月後の避難所では、栄養の配慮が必要な避難者の中で最も多かったのが乳児だった」とされている。生後6か月未満、特に4か月未満の乳児は、母乳・ミルクからのみで栄養・水分を摂取している。栄養状態、衛生状態が悪ければ、その後の発育や健康状態にも影響を与える可能性があるため、十分な配慮が必要と考えられる。</p> <p>令和2年5月に内閣府男女共同参画局から「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」で示された、女性からの視点で作られた備品チェックシートを参考に、本市においても災害時の乳児に対しての備蓄を進める必要がある。</p> <p>しかし、本市備蓄品の中には、粉ミルク・液体ミルクがあるが、それらを与えるための道具は備蓄されていないため、授乳できない可能性がある。</p> <p>そこで、令和元年10月の内閣府及び厚生労働省からの「災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について」には、「平時から育児用ミルク及び使い捨て哺乳瓶や消毒剤等の授乳用品などの母子に必要な物資の備蓄も進めてほしい」旨の事務連絡が来ているが、備蓄に至っていない理由を伺う。</p>	